

会 議 録

会議名 (審議会等名)	相模原市人権施策審議会 (第3回)		
事務局 (担当課)	人権・男女共同参画課 電話 042-769-8205 (直通)		
開催日時	令和3年11月21日(日) 午前10時～午後1時		
開催方法	Web会議		
傍聴会場	けやき会館2階 職員研修所		
出席者	委員	9人 (別紙のとおり)	
	その他		
	事務局	4人 (人権・男女共同参画課長、他3名)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	15人 (ほか報道機関7人)
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 議 題 (仮称) 相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について 2 その他		

審 議 経 過

1 前回の審議会における意見について

(工藤委員) 前回言い足りなかった部分があり、資料の1について補足したい。資料1の3ページのポツ(・)の3個目、真ん中のところについて、「まず第1段階として」と僕が言ったのだが、これについて補強させて欲しい。まず第1段階として言いたいことは、教育・啓発を市民に対してしっかりと行っていくという意味である。したがって市民に対してきちんと教育・啓発を行って、ヘイトスピーチは許されない、人権侵害であるという意識を形成していくという意味である。それから、第2段階として、「非規制的手法」という言葉を使ったが、言わんとしていることは、行政ができ得る限りのことを最大限やるという意味である。したがって、もしヘイト行為が起こった場合は、行政としてきちんとでき得る限りの最大限のことをするということである。具体的には、ヘイト行為の調査をする、認定をする、公表する等色々ある。勸告、命令、施設の使用制限等もあり、そんなことを行政は全てやっていくという意味である。その上に立って、第3段階として、それでもその行為が収まらない場合は、最終的に刑事罰を考えていく必要があるのではないか。この3つの段階は一体のものとして捉えている。前回の議論で言うと非規制的手法と規制的手法を組み合わせて考えていったらどうなのかという意味であり、補強したい。

(矢嶋会長) 前回の審議会における特に工藤委員からのご意見の補強ということで承りたい。

2 答申の骨子について

(矢嶋会長) 前回の審議会における意見を踏まえ、事務局には、私と工藤委員に相談しながら、資料2として、答申の骨子(案)を作成していただいた。全体で14項目あるので、1項目ずつ審議を行い、各項目を固めていきたい。

(1) 前文について

(矢嶋会長) まず、「1 前文」から審議をしていきたい。令和元年度第3回審議会において、この条例には前文を置くこととし、前文の内容については、人権条例の内容がある程度固まった後に検討することとなっており、今回、事務局からその内容を示していただいている。特に、津久井やまゆり園事件については、私と事務局とで話をし、前文で触れた方が良いのではないかということで、案として示していただいた。では、前文について、何か意見はあるか。

(岩永委員) 前文のところでは世界人権宣言等に触れているが、2020年度に相模原市がSDGs未来都市に選ばれたので、SDGsのことは盛り込まないのか。SDGsは持続可能な開発目標で10番に人や国の不平等をなくすということが入っているが、それはいかがか。盛り込まないのかという疑問がある。

(辻委員) こうした条例を制定するに当たっては、条例を支える事実というものが必要で、また、この審議会の中でSDGsをめぐる議論が存在していれば、SDGsについて記載するというのも委員としては賛同するが、これまでの議論の中心的部分はむしろヘイトスピーチというところだったので、今回急にSDGsが出てくるとまた改めて審議の内容とする方が良いのではないかという気がする。私自身はSDGsの専門でもあるので、個人的には規定することには非常に賛同したいが、少し急な話という印象である。

(岩永委員) 突然出てきたような話だということだが、ずっと疑問には思っていたので、意見とかではなくて、言いたかっただけである。それは市の方にお任せする。

(事務局) 辻委員がおっしゃったように今までの議論の中であったものというところでまとめをさせていただいている状況であり、盛り込むのであれば、審議を実施する必要は出てくると思う。また、推進指針にはSDGsについての記載がないというのが現状である。なお、SDGsは、2016年から2030年までの15年間で達成するために掲げられた目標とされているところ、この条例自体は2030年以後も存在し続けるものと考えている。SDGsについて前文に記載した場合、SDGsの目標期間が終わった後にどうするのかということ、少しご考慮いただきたい。

(矢嶋会長) 岩永委員、よろしいか。

(岩永委員) はい。

(金子委員) 前文のところに掲げられた(5)について、「さらには、最近では新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別」云々というところがある。他の自治体ではコロナ差別を防止するための条例を作っているところもあるが、今審議しているものはそういう条例ではないので、いわゆるコロナ差別と言われるものだけをここで取り上げるのは、少し局所的というか、例として挙げるには射程が狭い事案かなと思う。インターネット云々というのは良いと思うが、コロナ差別を挙げるのであれば少し考えた方が良いでしょう。

(事務局) (5)でコロナウイルスの関係とインターネット上の人権侵害を入れさせていただいた趣旨としては、今この実際に審議をやっている、進めてきた中であっても今もなお新しい課題が出てきているということを示したかったというものである。ただ、金子委員がおっしゃるように先ほどのお話とも繋がるが、長く存続する条例であるということ踏まえ、ご意見をいただきたい。

(工藤委員) 挙げればきりがないところが色々出てくると思う。ただ、新型コロナは100年に1回と言われており、強調することは別に構わないと思うが、項目を独立させてここに置くのはどうなのかなと思う。もし載せるなら、(4)とくっつけて具体的なものを列記して、その中で記載する方が良いでしょう。僕は載せて良いと思う。

(辻委員) 感染症による差別というものは新型コロナ以前から、ハンセン病の辺りから実際にあったものであり、前文に規定することは概しては賛成する。ただ、金子委員がおっしゃるように新型コロナという風に取り上げてしまうことのもリスクもあるので、書きぶり次第かなという気がする。どのように技術を駆使するのかは事務局にお任せしたい。

(金子委員) 辻委員がおっしゃったとおり、この条例の差別禁止事由のところ「疾病」が入っていた。疾病差別のもののような一種として先ほど工藤委員がおっしゃったように、(5)でここだけをピックアップするという形ではなく、(4)の中の一例として挙げるとか、辻委員が今おっしゃったように書きぶりを調整していただければという風に思う。

(矢嶋会長) 事務局にある程度一任ということによろしいのではないかとということだが、事務局はいかがか。

(事務局) 今ご意見をいただいて、新型コロナウイルスだけに限定しているものと捉えられる部分もあるので、(4)の中に入れるような形で表現できればと思う。(5)の中からのコロナウイルスの関係を抜き出して、(4)の方に入れるような形でセットにさせていただき、(5)については、インターネット上ということなので一つ置くようなスタイルで編綴

をさせていただければと思う。

(矢嶋会長) では、そのようにお願いしたい。前文に関して他に意見はないか。

(事務局) 1点、先ほど会長からもお話をいただいたが、会長・副会長と相談をさせていただいたときに、前文(6)として津久井やまゆり園事件のことを入れさせていただいた。市人権施策推進指針の中でもやまゆり園事件について触れているので、このような形で触れるということで会長からもお話をいただいたものである。

(矢嶋会長) 今ご説明いただいたとおり、私からもぜひやまゆり園事件に関しては言及して欲しいということで案に入れていただいたのだが、特にこの記述に関して意見はあるか。いかがか。特に異論はないということで受け止めさせていただく。

(2) 目的・基本理念について

(矢嶋会長) それでは、「2 目的・理念」についてご意見を伺いたい。

(金子委員) 私もこの種の条例をいくつも横に並べて見たことがあるので、大体目的・理念はこのような形でよろしいと思うが、もしも他の委員の先生方からもご賛同が得られるのであれば、やはり「差別を認めない」という趣旨の言葉を一言入れておいた方が良いのではないかと思う。

(工藤委員) 僕は今金子委員が言ったことには賛成である。やはり差別と人権というのは必ずセットなので。差別のないまちづくりをするということについては載せた方が良くと思う。ところで、これは質問なのだが、資料の横に令和元年度の第3回審議会とあるが、当時何を討議したのか資料がないので分からない。推進指針に関する討議を左側の表に持ってきたという意味か。その時点では、条例についてはまだ議論していないはずである。

(事務局) 令和元年度第3回審議会という表示の内容についてであるが、その時に目的・基本理念についてということで、ご審議をいただいている。その時に人権条例への規定ということで、現在の市の人権施策推進指針の基本理念に基づいて内容を決めていくというお話で議論をいただいた。その時の内容を示させていただいている。

(工藤委員) だいぶ前なので忘れていた。承知した。

(矢嶋会長) 1つ前に戻って金子委員からのご提案についてであるが、「差別を認めない」という文言をどこかに盛り込むのはいかがかということに関しては、具体的には、目的・基本理念のいずれかの条文の中に盛り込むのか、それとも目的・基本理念のどちらにも入れるということか。

(金子委員) それはどちらでも良いと思う。なぜ私がそう申し上げたかということをもう少しお話させていただくと、この種の条例の中に置かれる目的規定や基本理念の規定は、これ以降の条文の解釈指針になってくるため、これ以降の条文を解釈するときに「差別を認めない」ということが指針になるのだということをして市として明らかにするために目的若しくは基本理念、若しくはその両方の中にしっかりそのことを明記しておいた方が良く思うし、このことは、推進指針とも矛盾しないと思う。

(矢嶋会長) 先ほど工藤委員からご賛同ということでご意見をいただいているが、他の皆様もよろしいか。

(辻委員) 大変結構かと思う。

(矢嶋会長) 辻委員、金委員からも賛同をいただいた。では、この文言をどこにどういう形で

入れるのかに関して事務局から今の段階で何か意見はあるか。

(事務局) (2)の2行目で「人権尊重のまちづくりは、誰もが一人ひとり異なる存在であることから、多様性を認め合い、差別をなくし、お互いの人権を尊重し合う」のように入るとよろしいか。いかがか。

(矢嶋会長) 事務局から、基本理念のところ「差別をなくし」という文言を挿入するというのではどうかというご意見であるが、いかがか。

(金子委員) 私もどういう文言が良いかという具体的な案があるわけではないが、とりあえず今のような形で起こしていただいて、案文ができたところでこの審議会でもう1回くらい検討する機会があるかと思うので、そこでまた微調整していけば良いと思う。基本的には今おっしゃっていただいたような案が良いと思う。

(矢嶋会長) 今後も事務局に調整をしていただいて、また皆様にお示しいただくということでよろしいか。

(辻委員) 細かいことを言うと「差別を禁止し」というのと「なくし」というのとでは解釈が変わってしまうので、その辺りはご注意をお願いできればと思う。

(事務局) 案文を作成させていただく。

(3) 市の責務並びに市民及び事業者の責務について

(矢嶋会長) では、次に「3 市の責務」及び「4 市民及び事業者の責務」についてご意見をいただきたい。

(工藤委員) (1)に「市は基本理念にのっとり」とあるが、今の前段の議論を踏まえ、ここにも「差別のない」と入れた方が、整合性がとれて良いのではないか。

(矢嶋会長) 前の目的・理念規定に関する議論を踏まえると責務についても「差別のない」という文言を入れた方が良いのではないかというご意見だが、金子委員、いかがか。

(金子委員) より差別を認めないということが明記されるのでよろしいかと思う。皆様からも多分異論はないところかと思うが、事務局の方で文言の調整、修正をいただくということではよろしいか。辻委員からもご賛同の合図が出ているが、事務局もよろしいか。

(事務局) 「差別のない」という部分を追加して作文させていただく。

(矢嶋会長) 市が実施する人権尊重のまちづくりに関する施策というところの前に「差別のない」という文言を入れるのであれば、「4 市民及び事業者の責務」についても「差別のない」という文言を入れた方がより丁寧だと思うが、他の委員の方々はいかがか。

(金子委員) 今会長がおっしゃったとおりだと思う。4のところ「共生社会の実現という条例の目的」と書いてあり、先ほど目的規定の中に「差別のない」ということを書き加えるという説明が事務局からあったので、やはりそこの整合性をとるためにも、4の冒頭の「共生社会の実現」というところと差別を認めない、なくすということを明らかにした方が条例の目的規定にも合致してくると思う。

(矢嶋会長) 事務局には、この「4 市民及び事業者の責務」についても「差別をなくし」という文言を挿入いただくよう調整をお願いするというところでよろしいか。

(事務局) いただいたもので一度作文をさせていただきたい。

(矢嶋会長) 3、4に関して他にご意見があればいただきたいが、いかがか。よろしいか。では、進めさせていただく。

(4) 不当な差別的取扱いの禁止について

(矢嶋会長) 次に「5 不当な差別的取扱いの禁止」について意見を伺う。

(工藤委員) ここの下から4行目に※印がある。差別の理由だけでなく、どのような行為がこれに当たるのかについても明らかにすることとなっているが、それはこの「なお」以降のところでこういうことだという意味か。それとも、別途に具体的にこういうことがダメだという意味か。ちょっと分からないので、ご説明いただきたい。

(事務局) ※印で差別の理由だけでなく、と表現させていただいている。その例として、なお以下で「差別に関して」という風に記載をさせていただいている。令和元年度第3回審議会で、事務局から不当な差別的取扱いの内容について限定が困難ではないかという話をしたときに、条約の差別概念を取り入れてはどうかというご意見をいただいたので、ここで書かせていただいた。

(工藤委員) それは多分議論の経過だと思うが、これではちょっと抽象的過ぎてしまって何か分からない。何となく分かるような気もするが、人種差別撤廃条約第1条はかなり理念的で抽象的な書き方なので、具体的に何かということが問われてくると思う。具体例を解説本か何かで作れば良いと思うが、そういう趣旨で良いのか。別なところできちんと具体的にやっていると。ここで書くと色々と出てきて、掲載しきれなくなるかもしれないので、多分条例ができると解説するような本、解説するようなものが必要になってくると思う。解釈指針とかまた別にして。そこできちんと差別の具体例について掲載をしていくという方向で良いかどうか。

(矢嶋会長) この件に関しては、事前に事務局と相談させていただいたときに定義に関する条文、特に差別等に関しては定義規定が必要ではないかと私から事務局に申し上げて、事務局からは今回の答申では特に定義規定を盛り込んではいないが、今後考えていくという回答もいただいている。それともちょっと関連するのかなと思うが、事務局はいかがか。特に差別に関して、差別とは何を指すのか。

(事務局) 差別のこちらの理由だけでなくという部分については、条例制定後に副会長のおっしゃった解釈指針といったものに表現をしていくということで現在のところ考えている。

(金子委員) 以前、審議会でも差別理由だけでなく差別行為ももう少し明確化した方が良いのではないかと言ったのは多分私だと思うので、私の方からどういうことなのか少しお話をさせていただく。「不当な差別的取扱い」という言葉ではかなり漠としており、非常に解釈の幅が大きくなってしまっているので、「あらゆる区別、排除、制限又は優先であって」云々というようにもう少し詳細な規定を置いたらどうかということをお願いした次第である。おそらくそれを踏まえ、ここに人種差別撤廃条約の差別概念を入れていただいた。先ほど工藤委員がおっしゃったとおり、それでも抽象的だというのはもちろんそうであるが、ここは一般規定であって、個別の禁止規定を定める部分ではないので、一般規定としてあらゆる差別というものは要するにこういうものだというような要約したような規定になっていれば良いかと思う。ちなみにこの人種差別撤廃条約等で定められている差別行為についてこの種の一般禁止規定の中で謳っている条例として、日野市の障害者差別解消条例など、いくつか既に規定が存在しているので、前例はあるということは申し上げておきたい。

(矢嶋会長) この件に関して、今、金子委員にご教示いただいた。他の自治体の条例等を参照

しつつ、相模原市の条例にどう盛り込んでいくのかということで、事務局でもう一度文言を練っていただくということによろしいか。

(事務局) 承知した。

(金子委員) もう1点、先ほど会長の方から定義規定を置くという話があったが、多分第3条か第4条辺りに定義規定がきて、そこの中で「市民」とは、「事業者」とは、と定義し、事務局の想定しているイメージとしては、そこに「不当な差別的取扱い」とは何かと定義が置かれて、そこで一般的に定義をするということが良いか。

(事務局) 現在のイメージは、今金子委員がおっしゃったものであるが、一般禁止規定という形で書いて、「以下「不当な差別的取扱い」という。」という書き方をする可能性もある。その点については条例を制定するときに法規担当と相談させていただく。

(金子委員) これをいわゆる禁止規定のように書き込むのか、あるいは5のところの柱書にあるような責務規定として書き込むのか、どのような形で書き込むのかは、より詳細な案文が次の審議会に出てくると思うが、そこが明確になるように示していただきたい。今の段階でどちらが良いと言うわけではないが、センシティブになるべきところだと思う。

(矢嶋会長) 今のご指摘は先ほど辻委員からも出たところだと思うので、差別の禁止にするのか、それとも責務ということにするのかというところは、事務局で一つの論点として考えていただいて、具体的な案文を次回盛り込むということによろしいか。

(辻委員) 市の責務について、(3)で「市は人権尊重の視点をもって取り組むものとする」としておきながら、市民と事業者については「協力するよう努めなければならない」となっており、ちょっとおかしい。市の方は必ず取り組まなければならない、という風にした方がよろしいかと思う。細かいが、市の責務についての(3)では「するものとする」ではなく「しなければならない」と書くべきである。

(事務局) 表現の方は意見をいただいて、今回も全般として皆様にお示ししているもので、今いただいたような意見も取り込んでいきたい。なお、本市の条例は、市の責務として何か書くときに自分で自分に義務づけるような形になるので、「しなければならない」ではなく「するものとする」という形で書くことが多い。「しなければならない」という答申をいただくことは構わないが、条例にしたときにどういう書き方をするのかというのは、法規担当と調整させていただくことになると思うのでご承知おきいただきたい。

(辻委員) 承知した。答申としては、義務ではないとおかしい。

(金子委員) 今、事務局がおっしゃったことも分かるが、私は昔からそこはおかしいと思っていて、自分で自分を縛るときには弱めるというのは違和感がある。その辺はやはりこの審議会として出す答申なので、その後どうなるかはわからないが、私は今辻委員がおっしゃったように、やはり市としてちゃんとしなければならないのだという規定にして、するものとする規定のような努力義務のような書き方は私も弱いのではないかと思う。ぜひそこはご考慮いただきたい。

(工藤委員) 条例はある程度強制力を持たなければいけないので、僕もやはり努力義務では弱いと思う。したがって、市は何をするのか、市民は何をするのか、きちんと条例にはある程度義務規定みたいに作っておいた方が普通ではないかと思う。これはあくまでも審議会の答申である。これを具体化する際はまた別のところでの議論となると思うが、審議会としてはそのくらいの強い意志を示していくのが良いと思う。

(矢嶋会長) 委員の皆様から意見が出たように、もっと市としても積極的な姿勢を示し、義務付け的な規定にすべきだということに、私も賛同するものであり、金委員からも賛同があった。答申段階ではやはり義務付けとしていただきたいというのが審議会全員の総意ということ踏まえていただいたうえで、市の中で調整していただくということによろしいか。

(事務局) まずは審議会の答申をいただくものであり、今いただいた意見を採用させていただいて、表記の案を作らせていただきたい。

(5) 推進指針について

(矢嶋会長) 「6 推進指針」について、ご意見をいただきたい。

(金子委員) ここには、市長が推進指針を策定しなければならない義務については書き込まれないのか。

(事務局) (1)の「指針は」ということで、市にとっての義務という部分で捉えている。

(金子委員) 具体的には誰のどういう義務が書き込まれるのか。ここはあくまでも人権施策を展開する義務が書いてあるが、指針を策定しなければいけない義務というのは書き込まれないのか。

(事務局) 今、金子委員がおっしゃったとおり既に推進指針がある。この指針を、条例を作ったときには位置づけをしたい。なので、指針は作らなければならないという趣旨のものは置きたいと考えている。

(工藤委員) 今の話と連動するが、条例も指針もかなり抽象的であり、もし作るのであれば、人権の基本計画を策定するということはどこかに入れておいた方が良くはないか。より具体的な計画であるが、何をやるのか計画を作るということをどこかに明記しておいた方が良くと思う。

(辻委員) ご賛同する。

(矢嶋会長) 金委員からも賛成いただいた。事務局は、今の件に関していかがか。

(事務局) この指針自体、本市の人権施策の基本姿勢を示すもの、人権施策の全体像を明らかにするものということで位置づけをしている。市の総合計画というものがあり、その中では人権分野において総合計画を補完する役割を持っているという位置づけになっている。計画を作るというのは、具体的にどんなイメージなのかという部分と、今この指針が総合計画に基づいた補完するものとして位置付けがされているといった状況である。

(工藤委員) 総合計画の中だとかなり漠然とする。たとえば川崎イニシアチブという川崎基本計画がある。他の自治体もかなり持っているのではないかと思うが、より具体的である。初年度から何年度にかけてはこれをやる、何年度にかけてはこれをやると実施登録番号を付して、たとえば5年なら5年というスパンでこれをやりましょうという具体的な計画を作っている自治体は全国にはかなりあるのではないかと思うので、各自治体の資料等を参考にしながら考えたらどうか。もっと実施プログラムを入れてより具体性を持ってやった方が良くのではないかと思う。川崎の例を挙げても良い。

(事務局) 内容等を川崎市にも確認させていただいてどんなものかというところでイメージさせていただく。1点お伺いしたいのだが、計画については、推進指針とは別に策定するというイメージか。それとも推進指針を今までの形ではなく、計画に変えるということか。

(工藤委員) その辺の整合性はまだイメージはできていないが、より具体性を持った計画を作ったら良いのではないかと。それをどこかに入れておいた方が良いのではないかとということであり、推進指針と条例の関係とか、推進指針と基本計画の関係も少し議論した方が良いかもしれない。僕はより具体的なものを出していかないと実効性がないと思っている。

(金子委員) 事務局にお伺いしたいのだが、相模原市では、人権教育啓発推進法に基づいた人権教育・啓発の基本計画は策定されているのか。もしも、その計画を策定されているのであれば、その計画と同じような形で教育・啓発を含む人権施策の基本計画を市として作るということをご検討いただくのが良いのではないかと私も思う。それは決して不可能なことではないと思うので、私も工藤委員の意見に賛成である。また、あとで9ページの13のところ意識調査と実態調査が出てくるが、指針や基本計画を作るときには、意識調査と実態調査の結果を踏まえることということの一つ盛り込んでいただきたいと思う。なぜそのようなことを申し上げるかということ、意識調査と実態調査は、やって結果だけ報告しているという「やるだけ調査」になっている自治体が多く見受けられるので、そういうことではなくきちんと政策に生かすという担保となる規定をどこかに置いていただければと思う。ここの中に入れるのも一つの手かなと思うので、ご検討いただきたい。

(事務局) 推進指針の方には、これが人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の人権教育・人権啓発を推進するに当たっての基本的な考えを示すものとして、計画という形ではないが、記載させていただいている。あともう1つ、人権の計画の関係で、相模原市の事情としては行財政構造改革プランというものが策定され、今、進行中である。その中で各種計画の策定の見直しというところで取り組ませていただいているところであり、その中では、各種計画については法令等の義務付けのないものについては、国の補助金等のインセンティブがもらえるものを除いて内容を簡素化したうえで、それは既存の計画だと思いが、他の計画へ統合するという風にさせていただいているところである。なので、そういったところをご承知おきいただきたい。これは本当に事務的な話になってしまうが、本市の財政状況等を踏まえてそういったプランを策定しているという手前もあり、そういったところを踏まえて検討させていただくことになると思う。

(矢嶋会長) いずれにしても計画について他市、それから相模原市自体の状況に鑑みて修文を検討いただくということではよろしいか。

(事務局) 市の状況も踏まえていただいた意見、検討させていただく。また、審議会の意見として示していただければと思う。

(矢嶋会長) 審議会としては、より具体性のある計画をぜひ作るということで皆さんの意見が一致していたと思うので、その点を踏まえてお願いしたい。

(6) 人権教育・人権啓発について

(矢嶋会長) では、「7 人権教育・人権啓発」についてのご意見をお願いしたい。

(金子委員) 人権教育・啓発の対象者は市民及び事業者となっているが、私がいくつか関係している自治体の中では、やはり市職員に対する教育というものを重視しているところもあるので、市職員も明記していただければと思う。

(矢嶋会長) 市職員も対象者として明記して欲しいということだが、皆様からのご意見等もいただきたいが、いかがか。金委員、辻委員からご賛同の意思が示された。では、この点に

関しても市の方で修文の検討をお願いしたい。

(7) 相談・支援体制の充実及び多様な主体と連携した取組について

(矢嶋会長) 次に「8 相談・支援体制の充実」と「9 多様な主体と連携した取組」について、一括してお諮りしたい。

(事務局) 先ほどご説明をさせていただいたが、補足的なお話をさせていただく。この条例は、指針により実効性を持たせるというところで諮問させていただいている。今まで審議いただいた中で、10ページに表があるが、この表の左側が推進指針の項目になっている。右側が現在、資料として出させていただいている骨子案の項目になっている。その比較をした中で、3番目、4番目の人権擁護に向けた相談・支援体制の充実と多様な主体と連携した取組の推進の部分について、現在の骨子の案だと項目として入っていないとすると、指針に実効性を持たせるといふことでの諮問の内容と合致してこなくなってしまうという懸念があったので、今回皆様からご意見を頂きたいということでお示した。具体的に、骨子の案については、資料の12ページに(3)として書かせていただいた。相談・支援体制についてというものが1つ、市は、相談・支援体制の充実に取り組むことというもの、もう1つが多様な主体と連携した取組についての部分については、市は、多様化及び複合化する課題に対応するため、各課題に関連する関係行政機関、市民、事業者等と連携を図り、効果的な人権啓発及び人権教育並びに包括的な相談・支援となるよう努めることと書かせていただいている。この中身、特に相談・支援のところの事例として書かせていただいているが、現在ある相談の内容であったり、審議会の当初にヒアリングをした時に様々な団体様からいただいた意見を含め、1番の相談・2番の支援というところで具体的な中身は示させていただいている内容となっている。また、実際に相談・支援体制、また多様な主体と連携した取組ということで、共生社会の実現を目指していくという形の中では、この現在の指針にも書いてある項目であるので、骨子の内容としてもぜひ入れていきたいと考えている。

(金子委員) この部分が本条例の一番の実効性に関わる、実効性を左右する部分であると思っているが、以前、工藤委員の方から人権委員会的な組織を置くべきではないかというご意見もあったと思う。現段階でそのような第三者機関を置くということについては、事務局としてはどのようにお考えか。

(事務局) 第三者機関として、判断をしていったり、専門的な方でないと相談が確実にできないといった部分があれば、それは置いていくべきものだと考えている。

(金子委員) いくつか論点があると思うが、まずその相談窓口として、考えていただきたいのは、ワンストップの窓口である。市の相談窓口は色々と多岐に渡っていると思うが、適切な相談窓口がどこなのかということは、市民は当然分からないので、とりあえず、人権に関する総合窓口のようなものを作っていただくことと、人権についてはたらい回しになる場合がある。福祉の問題だったら福祉課で、教育の問題だったら教育委員会という風になってしまって、それぞれが総合的に協力し合って本来であれば市民に対応しなければいけないのに、部署ごとにバラバラになってしまう。その調整をするようなシステムというものをぜひ盛り込めればと思う。それから、これは工藤委員が以前おっしゃった人権委員会とも関係してくるが、相模原市ではそういうことはないと思うが、深刻な相談があっ

たとしても、結局それがたな晒しになってしまうというおそれがある。そのため、そのようなことがないように、第三者的な立場からある程度市の人権行政をチェックして、勧告までいくとちょっと強いかもしれないが、必要な意見を述べられるようなチェック機関をぜひ整備していただければという風に思う。それが相談に関することで、支援体制のところについてまとめて申し上げるが、今ご紹介いただいた12ページの枠の中で多様な主体と連携した取組についての中で、連携先が関係行政機関、市民、事業者等となっており、この「等」の中におそらく入っていると思うが、やはり人権については様々な当事者団体、市民団体、NGO、NPOの活躍の幅が非常に大きい。今日もその母体から委員の方が参加されているが、そういった当事者団体とか支援団体との連携というのをしっかりと明記していただきたいと思う。相模原市の話ではないが、使いたいときだけそういう市民団体に協力を頼んで、市民団体、当事者団体の方の言うことについてはなかなか行政の側が応じてくれないというような話も耳にするので、ぜひ市民団体と市間のコーディネートをするようなシステムというのも協力のところで作ればという風に思う。

(大貫委員) 私は人権擁護委員をやっており、色々な相談が来るが、結局最後は侵犯事件に行ってもお互いの主張を聞くだけで、そこで和解ができれば良いが、そのものは弁護士さんに頼むとか、そういうところへ行かないとなかなか前に進まない。その相談窓口として、市にそういうものができれば非常に良いかなとは思う。

(金委員) 相談というところすごく難しい気がして、私も当事者から相談をする側もされる側もやってみて、答えがない。見えないし。だから、できればこども110番みたいに見える化していただいて、金子委員が言ったようにたらい回しにならない、そういう1本で通じるような窓口が必要ではないのかなと思う。また、NHKを見ると放送番組審議会の委員からこの放送を見てこういう問題を指摘されました等と発表される。ヘイトスピーチだ人権問題だと言っても、何が極めて悪質なものだとか、少々我慢できるものか、当事者がどれくらい何を感じるかを誰も知らない。だからそういうまともな機関、審議会みたいなところがあって、これは本当にこうだろうみたいな判断をするというのは良いのかなと思う。

(辻委員) 私も全ての委員にご賛同する。先ほどの計画段階のところを記入するという事になったので、金子委員がおっしゃっているようなことはそこで見える化される期待を見込めると思う。人権というものはあまり財政とは関係がない。相模原市が財政上、第三者機関を置くことができず、人権を守ることができかねることを表明するという事になり、高齢者や障害者に対する差別対策を財政上実施できないというようなメッセージを送るとこれはちょっと問題になるかと思う。あともう1点は、人権委員会というものがこちらに設置された場合、次に出てくる実効性の話でもし刑事罰を規定しないというのであれば、この程度のものはしっかりと置いておかないと抑え込むことには繋がらないであろうという恐れがある。もし刑事罰だというのであれば、それはまた次の議論かなという気はする。表現の自由であるから、今、どなたかがおっしゃったように人権委員会での対話ということになる。お互いがそこで委員会の中で議論していくというチャンスを市が提供するという事になるため、これはかなり実効性がある機関として審議会としては提言できるのではなかろうかという風に思う。大貫委員がおっしゃっていた「和解が・・・」というところの法的助言というのはまた新たな課題だなという風には伺っていて思った。

(矢嶋会長) 規制の仕方とも関わる論点になってくるかと思うが、他の委員はいかがか。

(工藤委員) この「8 相談・支援体制の充実について」と「12 救済について」は、リンクしてくる。相談・支援から救済へというのが私共のスローガンであり、私の方で色々と相談活動をやっているが、相談・支援だけでは救済できない。そこで解決すれば良いが、救済体制をどう作っていくのかということが今最大の問題、焦点になっている。したがって我々のポリシーとしては、相談を受けたら救済までこちらもきちんと対応するということが岩永委員のところもやっていると思うが、自治体の中でなかなかそういう体制がない。たらい回しになって返ってくることもある。第三者委員会、人権委員会が相模原市にできると、川崎市にもあるが、かなりの影響力を持ってくる。多分これは後でヘイトスピーチのところとリンクしてくると思うが、総合的な人権窓口を設置し、そこで相談に乗って、救済まで持っていく体制を持っているということを明記するような条文にした方が良いのではないかと思うので、ぜひ、救済も含めてお願いしたい。12とリンクするので、並べ方は考えた方が良くもしい。相談・支援だけではなくて救済がセットだということであれば、8の(2)に救済体制を持ってきた方がより明確になって良いのではないかと思う。これは条例の中に入れて欲しい。(仮称)人権委員会だが、名称は救済委員会でも良い。ただ、ヘイトスピーチのことはちょっと深刻な問題なので、全体で罰則を入れるかどうかとはまた別の問題であるから、そこはまた別に考えていければ良いのではないかと思う。これは全体的な救済機関だと思うので。そこで議論したらどうかと思う。

(矢嶋会長) 名称はともかくとして、人権委員会なり第三者委員会なりの設置ということに関しては、この審議会の皆様のご意見としてはぜひ設けたいということであり、事務局はその点を特記して、文言の修正のときに盛り込んでいただきたい。辻委員、金委員からも具体的なお提案があったので、それを勘案して修文をお願いしたいと思うが、それ以外で、工藤委員から今、相談・支援と救済機関の並べ方をどうするのか、このままにするのか、若しくは一連のものとして並べ直すのか、ということも意見があった。

(事務局) まず1点目として、先ほど金子委員からいただいたNPOやNGOについては、資料の11ページのところで現在の指針の中で書かれている部分を下の丸い四角で囲っているが、こういった中で表現させていただいているので、こういったことを含めながら考えさせていただければと思う。あともう1点、副会長からいただいたお話で救済と相談・支援という部分であるが、やはり11ページで上の方の四角で囲っている部分で下線を引かせていただいている。人権救済が受けられる仕組みが必要だということで、上で書いてある部分で、それについては12の救済として、今、触れさせていただいている。相談・支援体制の充実という意味では骨子の中になかったため、別のものとして今枠組みをとらせていただいたという状況である。皆様からいただいた意見を整理させていただいて、文案の方を考えさせていただく。

(金子委員) 今おっしゃったとおり、相談・支援と救済との関係というのはぜひ一体的に考えていただきたいと思うし、そもそも相談・支援というのも救済の一環という風に捉えることができるので、全体として救済体制ということになると思う。私が冒頭に市として現段階で第三者機関を設けることを予定されているのかと伺ったのは、もしそれが予定されていて、それを設置することが可能であるならば、先ほど辻委員がおっしゃったように対話型のプロセスをその中に入れていくという救済手続、その機関が救済を行うときの手続についてもやはりこの審議会で検討して提言をすべきだと思う。もしもその委員会が予定さ

れないというのであればそもそもこんなことを議論する余地はない。もしも第三者機関的なものを何らかの形で作るということでこの審議会として話を進めて良いのであれば、今後の審議会では、では、その救済機関がどのような手続で救済を進めていくのかという中身についても少し話をする場を設けていただければ良いと思うし、そのための原案を作っただけであればと思う。

(辻委員) 全くその通りだと思う。

(事務局) 第三者委員会を絶対に今現時点で作れると断言できる状況にはないが、答申の中でそういったことを記していただくことはできるものと考えている。ここで人権委員会を設置するというところまで、現時点では断言できないという状況ではある。

(金子委員) そこをどういう風に答申の中に書くのか、また、その実現性がどのようになるのかというのは、先ほど辻委員がおっしゃったとおりのヘイトスピーチの規制の在り方と密接に関係してくる。そこがどうなるか分からないとなるとヘイトの規制のところもどういう風に答申をすれば良いのかが分からないということになってしまって、そこを事務局としてどのようにお考えになるのかをちょっと伺っておきたい。

(事務局) 審議会の中でどうあるべきであるというところをご議論いただいて、答申の方に盛り込んでいただければと考えている。

(矢嶋会長) 先ほど第三者機関の設置については、審議会の委員の皆様から賛同の意見が大多数だったので、実現可能性というのは別の話で、我々の出す答申としては、第三者機関を設置するというのを盛り込むということによろしいか。

(辻委員) もちろん。

(矢嶋会長) その前提で、先ほど辻委員からも金子委員からも出たように、特にヘイトスピーチの規制の仕方についてもそういった前提で今後我々は議論を進めていくという方向性でよろしいのではないかなと思うが、その進め方でよろしいか。では、8、9に関しては一回目はこれで終わるが、他の項目とも非常に密接不可分に関わる場所であり、別にここで終わりということではなくて、特に10のヘイトスピーチの話の中で8、9についても意見を合わせていただいてもよろしいと思う。

(8) ヘイトスピーチについて

(矢嶋会長) 次に、「10 ヘイトスピーチ」について話をしたい。(3)ア及びイについて、意見をお伺いし、その後で「意見を伺いたい事項」①、②、③の順番でご意見を伺いたいと思っている。ではまず(3)ア及びイについてご意見をいただきたい。

(岩永委員) 議論に入る前に1か所脚注を入れていただきたいところがある。7ページの6行目「強姦罪」があるが、2017年に刑法が改正され、「強制性交等罪」になっているので、脚注を入れていただきたい。

(矢嶋会長) では、これは修正していただく。

(工藤委員) 8ページの(3)の四角で囲っているところに意見を伺いたい事項として「極めて悪質なヘイトスピーチが発生した場合に対処するために、行政処分、刑罰などの規制方法について検討、具体化」とあるが、これはぜひ入れて欲しいと思う。これは私の結論だが、ちょっとその前に少し述べさせて欲しい。まず、ひとつには、皆さんご承知かと思うが、はたして相模原市にヘイトの実態があるのかどうかということである。これは師

岡さん*¹がヒアリングで詳細に語ったように、やはり相模原ではヘイトスピーチがある。差別団体が街宣を繰り返しているのだということが僕はその前提になるかと思う。したがって、差別集団に対して、抑止力ある条例を考えないと差別の実態を無視することになるのではないかと思う。特に、この審議会の前にメールで市民ネットワークからの要請書等が送られてきていると思うが、そこはかなり実態が細かく書かれている。それから直近で言うと、11月16日の神奈川新聞にもかなり詳細に出ているし、16日はTV神奈川がニュースリンクでかなり詳細に報道したようであり、実態はあるということが前提である。それから、14日に相模大野の駅前でヘイトスピーチがあった。ヘイト集団により街頭宣伝がされている。この審議会の議論に合わせるような形で彼らも行動を組んでいるので、そんな実態があるということをも踏まえて欲しい。それから前回の審議会で師岡さんと桧垣さん*²にヒアリングさせていただいて、会議録に詳細が出ている。資料にあるまとめはこの一部なので、これだけではないと思うから、会議録をぜひ見て欲しいが、結果的に結論は、師岡さんと桧垣さんの結論はそう変わらないのではないかと考えている。桧垣さんは非規制のメリットに重点を置いて話をし、そっちの方がメリットがあるのではないかということだったが、桧垣さんも冒頭で罰則付きの条例については反対しない、川崎市の条例は合憲だと、それから最後に悪質なものについては必要であろうということ述べていた。それは師岡さんも同じようなもので、悪質なものに対しては刑事罰が必要だということについて、僕はヒアリングの結果を合わせてそうだと思っている。それから、これは新聞報道であるが、他の憲法学者、たとえば奈須さん*³、曾我部さん*⁴は、川崎市条例は合憲だと明確に述べている。特に曾我部さんは聞くところによると総務省のネットの人権審議会*⁵の委員をやっているらしい方の方である。大阪市ヘイトスピーチ審査会の委員もやっているようであり、政府機関の役職をやっているということであれば、政府の人も言っているんだと思っている。規制がなぜ必要なのか簡単に述べさせていただきたい。まず一つに、今言ったように実態があるので、規制が必要だということである。2つ目は、刑事罰、行政罰、刑事罰ではなくて、教育・啓発等々で果たして確信犯的な彼らの行動を止められるのかどうなのか。僕は止められないと思う。東京都の例でよく分かると思うが、東京は規制していないので、ヘイトが頻発で起こっているということである。したがって、川崎のように刑事規制が必要ではないのかと思っている。そうでないととてもではないが今のヘイトスピーチ、レイシストと言っても良いと思うが、行動は止められないと思う。だから、規制の方法は色々あるが、行政規制、罰による規制、刑事規制、色々あるが、これはセットで考えて、規制が必要だと思っているので、そのことを申し上げたい。東京弁護士会で主に行政罰を中心にしたモデル案を作っているが、それについて金子委員はどういう評価をされているのか、お聞きしたい。

(矢嶋会長) 議論の進め方を整理させていただきたい。順番で、まずは(3)のアとイについて皆様のご意見をいただいたうえでその次に「意見を伺いたい事項①」に進みたいと先ほどご説明をしたつもりだった。工藤委員からは①に関してたくさんお話していただいたが、金子委員にお答えを用意いただく時間の確保ということも含めてまずは(3)のアとイについてご意見を皆さんからいただいたうえで①の事項という風に進めさせていただきたい。

(金委員) 以前も教育・啓発について少し議論して言ったことがあると思うが、その後「政府

言論」という言葉もこの審議会で伺った。教育・啓発も良いが、やはり在日の方たちが日本に来て、生きて、今100年が過ぎようとしており、その子孫、第4世もいる。その間に教育・啓発を日本人はなされていないと言っているようで今さら教育・啓発というのはあまりにも粗末な考え方だと思うので、やはりきちんとした規制は必要だと思う。政府言論という、政府が何か示すべきだということも聞き、それは何かと考えているときに、今、女子生徒のスラックス、制服ということを推進しているが、フェミニズム的な考えを抜きにしてただ健康を踏まえ皆がスラックスをはいて良いというのではなく、LGBTの救済のためと冠を付けると普通に着たい人が着られなくなる。やはり教育・啓発といった何かを民衆に伝えるときに冠をつける癖があるのかなと思うが、そうすると市民感覚ではずっと心に入らないものがあるので、そういうことはこの議論の場ではなくして欲しいと考えている。

(辻委員) 相模原市では人権啓発と人権教育に力を注いできたことは当たり前のことなので、これを今さらという気は私もする。「一層力を注ぐ」のは一体誰なのか。市民なのか。どこが、というところが抜けているので、ちょっと分かりにくいというのが一つと、あと、イに人権配慮団体の認定とあるが、人権配慮団体というのはどういう団体のことを想定しているのか。ヘイトスピーチをしている団体か。それともヘイトスピーチを許さないという団体なのか。事務局に伺いたい。

(事務局) まず、(ア)の「一層力を注ぐこと」については、その上に市の取組として書かせていただいております、言葉が足りていないが、市が今までも実施をしてきている、指針の中でも今まで示させていただいている中で市として一層力を注いでいくといった内容である。また、人権配慮団体については、桧垣先生のお話でも触れていただいた部分でもあるが、人権を大切にしていくといったことに賛同していただく企業等を人権配慮団体として示させていただいている。

(辻委員) 人権に配慮している団体を認定し、相模原市としては奨励していくという方針か。

(事務局) そうである。

(辻委員) そうすると、おそらく次のところに繋がると思うが、副会長のご意見はその通りだと思うが、ヘイトスピーチを実施している団体に対する認定は行わないということになるのか。もう1点は、ヘイトスピーチをやっている団体を認定することは行政処分には該当しないということになるため、このまま話が進むと行政処分、かつ書きのところはやらないという流れなのかなということが議論の中で心配になっている。その際に、認定が不利益かという辺りが手続的に第三者委員会のところと繋がるのか、どのようにお考えなのかが見えない。ヘイトスピーチを許さないということはもちろんその通りであるが、ヘイトスピーチを実施している団体に対して意見を聴取するという手続的な規定というものも何も想定していないまま刑事手続だ、行政処分だという話になっていくのか。この辺りが心配である。これはきっと今から金子委員がご解説いただくのかなと思っている。

(矢嶋会長) 事務局から今の辻委員のご意見について何かあるか。

(事務局) (3)の当会の見解(案)ということで、今まで審議会の中で資料等々示させていただいて議論をいただいた内容を記させていただいている。※印の2つ目として資料3の2(1)イ・ウとして、行政処分の話や、団体を認定するといったところの部分を含めて記させていただいております、これから審議をしていただければというところの内容である。

(辻委員) 承知した。行政処分に該当しないとしてヘイトスピーチをやっている団体を一方的に認定するということになる、相模原市としては大きな問題であるので、おそらく何かしらの手続規定が必要で、相模原市では行政手続条例が置かれていると思う。その辺りを先ほどの第三者委員会のところとかみ合わせていくのだろうという辺りが私としては議論の落としどころで、今、副会長がおっしゃったところと、刑事罰にするのか、行政罰とした場合に罰金なのか制裁なのかそれとも公表なのか。公表という形にしても比例原則が働くので、そうした公表に基づいて何かしら不利益を与えるということになれば行政処分と構成されることもあるだろうから、この議論をこれから詰めていくのだろうと思っている。

(工藤委員) 辻委員が言ったように誰がこのヘイトスピーチを認定するのか、認めるのか、認めた上でどういう対策をとるのか、とても大事だということは僕も当然思っている。そのために審議会や審査会で審査して、そういう認定をしてどういう対応をしていくのか決める機関が必要だろうと思っている。そうしないと例えば、課長のところに来て、ヘイトスピーチがどうなっているのかと言ったときに、課長や人権課で認定するとなってしまうとまずいだろう。中立的な第三者委員会がいて、表現の自由はどうだと、そこで色々と議論をして、結論を出していくのかなと思うので、第三者委員会的な機関は必要だろう。何をやるにしてもそうだと思う。したがって、たとえば市長声明を出すに当たって、ヘイトスピーチを誰が認めるのかという問題があるので、それを認めるための手続が必要だろうと思っている。それは辻委員の言った通りだと思う。それをやはり盛り込むべきではないのかと思っており、これはちょっと議論のあるところだと思う。それから、では市として何をするのか、行政としてアとイだけで良いのか。それは指摘してくれたとおりで。さっき、私の意見を補強してくれと言ったが、行政としては最大限の努力をするんだということを今回付け加えるべきだと思う。具体性を持つかどうか。(ウ)辺りに付け加えて、相模原市では今のところ許される範囲内で最大のことはする。それは多分行政処分までは入ってくると思う。そのことをここに入れても良いのではないかと思う。そこに立って、ダメだったら、どうしようもないという段階になったらもう1歩先に進んだ方が良いのではないかということで四角の囲みのところが出てくると思うので、そういうことを含めて議論したい。

(事務局) (3)で書かせていただいている部分は、市がやらないという話ではない。(3)ア及びイという部分では、今まで審議会に資料を出させていただいて、審議をいただいてきて、概ね異論のない部分だろうということで会長・副会長とご相談させていただき、このように書かせていただいている。ウのところについては、様々なご発言をいただいたが、そういったご議論がまだまだあるだろうと考えており、意見を伺いたい事項としてこのような表記にさせていただいているので、これからご意見をいただければと思う。

(金委員) 2つ気になることがあって、この審議会ではヘイトスピーチの議論をするときに相模原市には集住地区がないということが弱点のように使われているような気がする。それがなぜ弱点なのか、集住地区があって罰則付きの条例を作った市をモデルにしてそれよりも良い条例を作る努力をしていることなので、それを長所にかかしていくような言葉に変えたら良いと思う。もう一つは、今、相模原市職員に対してやさしい日本語の講座をやっているが、やさしい日本語は、外国人のための日本語ではない。日本人が、マジョリティが

外国人を受け入れる体制として、自分たちの言葉を伝えるために勉強して外国人に向き合うということである。それを考えると、私達がこの人権施策審議会ですしている審議もやっと今、日本人側が目覚まして真剣に向き合っているという過渡期、スタート時点に立っていると思う。外国人のためとか被害者のためではなく、日本人の皆さんの人権意識を高める、国際的な人権国家として恥のないよう、相模原市が他の市よりもこれだけちゃんと、外国人住民を受け入れる体制を作るという意識を持っていただきたい。

(矢嶋会長) では、金子委員、先ほどの人権啓発・教育の点についてご教示いただけないか。

(金子委員) 先ほどの人権啓発・教育のところについては、辻委員がおっしゃったように、人権啓発・教育に一層力を注ぐことは当然のことであるので、その点を強調するというのももちろん賛成である。先ほどの「人権配慮団体」というのは正式名ではないと思うが、あらゆる団体が人権に配慮するのは当たり前のことであり、あえて「人権配慮団体」と認定するというのもネーミングとしては今一つの射を射ていないと思うので、より積極的に差別撤廃活動に協力してくれる団体である、責務はあるとしてもその義務はあるわけではないにも関わらず、あえて積極的にやってくれているというようなネーミングにぜひしていただきたい。そういうところを認定して、官民一体となって色々なことをやっていくということが名前からして分かるようなネーミングの方が良いように思う。というのが今本来話すべき部分なのかもしれないが、刑事罰の方に話移ってきているので、そこについて話をします。手続規定をちゃんとしておかなければいけないという辻委員の先ほどのご指摘はその通りだと思ふ。より強制力の強い手続になればなるほど逆に慎重な手続、配慮が必要になってくると思ふ。おそらく事務局としてはまずその強制の度合いをどこまでこの答申に書くのか、それが決まった段階で次にそれに合わせた手続を考えていくので、まずは審議会としてどこなのか決めてもらいたいという趣旨でこの四角の囲いがあるのかなと思ふ。先ほど工藤委員から刑罰がどうしても必要である、確信犯的な行為はそれじゃないと止められないし、相模原にも刑罰が必要となるだけの立法事実が存在するというご意見があった。行政処分ならいざ知らず、刑罰については慎重であるべきであるというのが現段階での私の意見である。おっしゃる通り、様々なヘイト団体が悪質な活動をしているということは市民団体の方々が提供してくださった情報を見て私も認知しているところである。ここから先は、感覚というか印象といった話になるが、これは桧垣先生もおっしゃっていたことであるし、齊藤愛先生が盛んにおっしゃっていたところであるが、特に憲法をやっていく人間は、やはりどうしても警察権力というものに対する懐疑というものがある。たとえそれがヘイト団体だからといって、その警察権力をもって言ってみれば黙らせるということについては、将来的な反作用を考えた場合に相当慎重であるべきである。私も場合によっては刑事罰ということは否定しないが、それは桧垣先生も奈須先生も否定はしていないわけであり、多くの憲法学者は絶対ダメとは言っていないという風に思う。氏名の公表が指導なのか処分なのかというのは意見が分かれるところであるが、氏名の公表を行政指導と捉えるならば、順序として、まずはなるべく行政指導あるいは罰則の付かない処分というくらいに留めておいて、まずはそれで2～3年状況を見て、条例の附則の中に3年間施行状況をよく見て、もしそれでもヘイトが止まらないのであれば、より強い強制力を持った措置を検討するという規定を設けておく程度が現段階では妥当なのではないか、穏当なのではないかと思っている。先ほど金子委員から集住地区がないことがどうして

弱点なのかと質問があったが、集住地区があるかないかというのがやはり法律的視点では立法事実としては非常に大きい。というのは、集住地区があった場合には、そこでヘイトスピーチが行われた場合に被害が起こっている蓋然性が非常に高くなる。それに対して、集住地区がないところでは、確かにそれを聞いている在日韓国・朝鮮人の人がいるかもしれないし、それだけに限らず、様々な形で利益侵害を受ける人がいるかもしれないが、「かもしれない」度合いがやはり集住地区があるかないかでは違ってくる。川崎のような集住地区がある場合に、そこに住んでいる外国籍市民を守るためにというのは、非常に理屈としては通りやすいが、相模原の場合はやはりそこがないというのは、それを弱点というかどうかは別にして、法律論的に観た場合には、一步引き下がって考えなければいけないような状況になる。繰り返しになるが、私もヘイトは何とかして止めなければいけないし、止めたいと思っているが、やはり警察権力を使うことに対しては、まず一步慎重になって、それ以外の方法でできるもののバリエーションを示すことによって、川崎モデルではない相模原モデルが作れるのではないかと、その相模原モデルが集住地区を持たないような他の自治体に広がって行って、全国的に反ヘイトの動きが高まっていける、そういう流れが作れないかどうかということに期待を持っているところである。刑罰を入れるとなると他でもどうしても躊躇をする自治体が多いと思う。そういう躊躇をしている自治体に対しても、刑罰規定を持たなくても実効的な条例が作れるのだというような案をこの相模原市条例で示せないかと考えている。

(工藤委員) 質問したいのだが、行政処分、行政罰くらいまでは考えるということで理解して良いか。その先に刑事罰の議論があるということか。今の金子委員の話だと、行政処分までは良いのではないかと、刑事罰には慎重なので、それには経過規定を作ってはどうかということで理解した。東京弁護士会のモデル案は、刑事罰は書いていないが、行政罰ででき得る限りのことをやるというものである。それから、認定して公表し、勧告・命令を出し、過料の規定もある。そこまでは今の時点でできるというのが東京弁護士会のモデル案である。したがって、今の金子委員の発言だと、そこまでは今のところ考えても良いのではないかと、その先は少し慎重にということで理解して良いか。

(金子委員) 私の考えとしては、まず第1段階としては氏名公表までと考えている。第2段階として、氏名公表にプラスアルファとして行政罰、過料。警告の無視に対する過料、第3段階が刑罰かなという風に思っている。例えが良くないかもしれないが、子どもを叱るときいきなり手をあげるというのはよろしくないと思っている。まずは国家権力を使うということについては慎重であるべきということを目指するのであれば、徐々にレベルを上げていく、それが権力を持つ側の一つの作法ではないかと私は思う。だから、まずは氏名公表だと思う。工藤委員はご不満だとは思いますが、それが私の基本的な考え方である。

(工藤委員) 流れは、僕も基本的なところは理解しているが、現状を見て、そう悠長なことを言っているのか。今あるヘイトスピーチをどう止めるのか、被害者をどう救済して被害をなくしていくのか、これははっきり言って緊急の課題である。これまで繰り返されているので、そこに対してどういう有効な手段をとるかどうか、ということ言っている。たぶんこの審議会の議論もかなり影響してくる。その中で審議会がちょっと後退したような議論になってくれば、多分そういう加害者集団はかなり勇気づけられるので、それは考えて欲しい。今あるので、止めるかと。刑事罰ばかり議論してというような意見もある

が、行政処分はぜひやって欲しい。過料までの手段はとって欲しいし、それでもダメな場合が今の実態だと。したがってぜひその先を考えて、今条例に刑事罰を盛り込んでおかないとそういう行動が益々エスカレートしてくるということである。そのことについては、強く主張しておきたいし、言いたい。したがって、行政罰、何らかの規制が必要だということとは理解し、その先の話になってくる。行政罰から刑事罰にということなので、とても経過規定3年くらいでは今の時期抑えられないので、それは今の条例にひとつ盛り込んでおいて、規制するような方向性を明確に示すべきだと思う。手続については、第三者機関で慎重に討議することが必要だと思う。ただちに担当課が判断するわけではないので、これは本当に表現の自由に反していないのかと、それから今の刑法等にどう影響をしてくるのかを含めて慎重に議論したうえで先をきちんと示していくということが必要ではないかと私は思うので、ぜひもし条例を作るのであれば、刑事罰規定を方向性としてきちんと入れておいた方が現状に対して対応できるのではないかと思う。

(金委員) 一つ引っ掛かるのが、人権配慮団体とか、人権配慮事業者の認定という言葉が先に出て、もし外国人の従業員を10人雇った事業者は人権配慮団体とか、事業所とかということを考えていらっしゃるのなら、市役所の方には、そこから離れた行動をして欲しいとお願いしたい。外国人を雇ってれば人権に配慮した、みたいな考えはちょっと甘すぎると思う。それに、何をどうしても多数は少数に勝つと思う。マジョリティはマイノリティに必ず勝つし、力があるので、やはりマイノリティをきちんと保護して力を与えるということをやっていないとこの力関係は成り立たないと思う。さっきも言ったが、在日の人たちが日本に来日して住んで100年が経とうとしている。在日はもちろん数が多いから皆さんは在日韓国人を想定するかもしれないが、他から来た人もいっぱいいる。今まで日本の政府は、教育・啓発をしてきた。差別の対処として色々なことを試みてはきたが、その構造が崩れることなく差別がずっと続いて、今、こういうオープン社会になって、ネットワーク社会になって、色んなヘイトスピーチがあり、障害者や性的少数者や色んな方々が声をあげるようになったと思う。それでもやはり政府が色々なことに配慮しすぎて一つ特化してこれがダメだということがあまりなく、市民の声を政治に利用したりなんかしてきたと思う。今ここで私たちがせっかく議論をしているから、本当に50年先を生きる議論になれば良いと思うし、この議論で形になったものが本当にこの社会にヘイトスピーチがなくなる、なくならなくてもする側の人何かを考えるようなそういう規制になることをお願いしたい。

(工藤委員) 最後に補強させて欲しい。東京弁護士会のモデルはすごく良いと思っていて、これはいきなり処罰するものではない。あらゆる手段を尽くしてこうした制限に入っていくということである。それから川崎市の条例についても、いきなり刑事罰ということはある得ず、あらゆる手段を尽くしてからである。それこそ、川崎市の場合、調査、公表から刑事罰とかなり慎重にやっている。したがって、突然刑事罰ということはある得ず、あらゆる手段を尽くしたうえでどうしてもこれは悪質だということであれば刑事罰を科すということを川崎市の条例は示しており、一定の抑止効果は出ている。それでもまだやっているグループがあるので、せっかく条例を作るんだったらそういう方向を示すうえで、いきなりやるわけではないということ为前提として刑事罰を示して行った方が良いと思う。

(矢嶋会長) なかなかこの点に関しては、本日の会議でも委員全員の意見が一致しにくいとい

う感じがしている。今日の議論では、行政処分に関してはほぼ皆さんの合意が得られているのかなという印象だが、その先の刑事罰について規定するのに関しては慎重なご意見と積極的なご意見に分かれていると受け止めさせていただいた。したがって、いずれにしても今日は議題が審議し尽くされていないので、もう一度審議会を開催するという事にはなると思う。事務局に相談したいが、今後のこの件に関する修文の仕方としては、たとえば、刑事罰まで盛り込んだものを作る方向性もあるし、それについてはとにかく慎重であるべきというべきで、今後のその状況を見て将来的に経過規定を設けてそこで再度刑事罰について検討すべきことが起きてきたら検討するという両論併記の形で作るのかといったところに落ち着かざるを得ないかなと私自身としては思っている。次回の審議会の進め方とも関わってくるが、事務局としてもどういう方向で次回進めて最終的な答申案の完成というところを持っていくのかというところについて、いかがか。

(事務局) 今、会長がおっしゃってくださったものというのは、たとえば今日までの形、経過というところでは良いかと思う。次回の審議会では、今日この話題について発言していただいている方からも意見をいただいて、最終的にこの部分がどんな風な形で出していくかというところをまとめられると良いという風に思う。なので、今、ヘイトスピーチが10になっているので、1から9までについてはいただいた意見に基づいて内容を作らせていただくと考えている。

(矢嶋会長) では、9までは今日の議論をもとに修文を事務局にやっていただくということで、次回の審議会では10のヘイトスピーチに関しては、今日ご意見をいただけなかった委員の方々からご意見をいただくところからスタートして、答申案にどのような形で盛り込むのかという議論をもう1ラウンドやらせていただくということでよろしいか。

(工藤委員) 時間も時間なので、議論を継続してもここで結論は出ないと思う。しかし、早急に結論を出さなければいけない課題だと思う。それぞれの決意、思いを伝えていただきたい。1か所、7ページの真ん中の中段辺りに「他の委員からは」とあって、「ヘイトスピーチは表現の自由の濫用」ともう一つ「表現の自由の保障の対象外」と言ったはずだが、抜けているので追加して欲しい。

(事務局) 内容を確認させていただく。

以上

- * 1 師岡康子弁護士(東京弁護士会)
- * 2 桧垣伸次准教授(同志社大学)
- * 3 奈須祐治教授(西南学院大学)
- * 4 曾我部真裕教授(京都大学)
- * 5 発信者情報開示の在り方に関する研究会

相模原市人権施策審議会委員名簿

(五十音順)

No.	氏名	所属団体等	備考	出欠
1	いわ なが りょう こ 岩 永 良 子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら		出席
2	おお ぬき かおる 大 貫 薫	相模原人権擁護委員協議会		出席
3	かた おか かよこ 片 岡 加代子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会		出席
4	かね こ まさ よし 金 子 匡 良	法政大学法学部		出席
5	きむ え よん 金 愛 蓮	さがみはら国際交流ラウンジ運営機構		出席
6	く どう さだ つぐ 工 藤 定 次	一般社団法人神奈川人権センター	副会長	出席
7	たけ むら まさる 竹 村 優	公募市民		出席
8	つじ ゆう いち ろう 辻 雄 一 郎	明治大学法学部		出席
9	や じま り え 矢 嶋 里 絵	東京都立大学人文社会学部	会長	出席